

# 「第五期長期計画」及び「第五期長期計画・調整計画」の実績と評価 (素案)

平成31(2019)年2月

武蔵野市

# 目次

※ページを入れる予定

## 1 第五期長期計画の実績と評価

### まちづくりの目標に対する実績と評価

- (1) 自治と連携によるまちづくり
- (2) 支え合いをつむぐまちづくり
- (3) 平和で美しいまちづくり
- (4) 環境と共生するまちづくり

## 2 第五期長期計画・調整計画の実績と評価

- I 健康・福祉
- II 子ども・教育
- III 文化・市民生活
- IV 緑・環境
- V 都市基盤
- VI 行・財政

# 1 第五期長期計画の実績と評価

## ◆まちづくりの目標（1）自治と連携によるまちづくり

自治体の姿は自治の力によって形作られる。市民、団体、企業など多様な主体がそれぞれの自治をベースに連携しながら地域の力をはぐくむことが求められている。加えて周辺自治体や友好都市等との都市間の連携も、ますます重要性が増していく。

将来にわたり安心して生活することができる地域社会にするため、本市ならではの自治と連携のまちづくりを推進する。

### 【実績と評価】

武蔵野市は第一期長期計画以降、市民自治のまちを目指して来たが、第五期長期計画の期間も、引き続き自治の力を高めるさまざまな取り組みを行った。

平成28(2016)年策定の「第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針基本方針」や、平成29(2017)年策定の「武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画」の中で、多様な主体との連携や協働の方向性を示しており、それに沿った取り組みを進めている。

各主体間の連携を促す取り組みとしては、コミュニティセンターにおける「地域フォーラム」の開催が重ねられ、地域の団体間の情報共有と連携を押し進める取り組みが続けられているほか、子育てや福祉分など各分野での団体間の連携も進展している。

市では大学や企業等との包括連携協定に基づき、連携会議で定期的に意見交換を行っており、互いの持つ人材・場所・広報手段などの資源を活かした取り組みを進めている。今後、公共課題の

解決に向け、市と多様な主体間とでさらなる事業連携の取り組みを進めていく。

周辺自治体や友好都市等との都市間連携も継続して進められた。近隣市とは、公共施設の相互利用の他、在住外国人支援等の共通課題に関する検討を行った。セカンドスクールやイベントを通じた友好都市との交流は、子どもたちの学びや市民間の文化交流につながっている。

本市ならではの自治の取り組みとして、平成 28(2016)年に自治基本条例(仮称)に関する懇談会を設置し、条例に盛り込むべき内容(骨子案)について検討し、平成 30(2018)年 10 月に懇談会から市長へ条例の骨子案が報告された。骨子案には、武蔵野市がこれまで先駆的に行ってきた計画に基づく市政運営、情報共有、市民参加、協働のサイクルを基本原則とすることや、広域的な連携及び協力などが項目として盛り込まれており、今後さらなる市民自治の推進を目指し、条例の制定に向けた検討を進める予定である

## ◆まちづくりの目標（2）支え合いをつむぐまちづくり

少子高齢社会が進展し単身世帯が増加する中で、福祉、子育て、教育や防犯・防災などの暮らしの課題に取り組むためには、相互の理解と尊重を基盤としたコミュニティのネットワークが求められている。

地域に暮らす人々が、温かなつながりによって互いに結びつき、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる支え合いをつむぐまちづくりを推進する。

## 【実績と評価】

少子高齢化や単身世帯の増加が進む中で、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる支え合いをつむぐまちづくりを推進するため、様々な取り組みが進められた。

第五期長期計画の重点施策の一点目として、すべての市民が、生涯を通して住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、地域生活に関わる人や組織が、保健・医療・福祉・教育などの分野を超えて連携し、継続的で体系的な支援を行う「地域リハビリテーションの推進」が挙げられている。

平成 24(2012)年6月に設置された地域リハビリテーション推進協議会は、平成 27(2015)年度からは武蔵野市健康福祉総合計画推進会議と統合し、武蔵野市健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議として開催されており、分野を超えた連携を進めている。

市民が主体となる地域福祉活動の推進として、テンミリオンハウスやレモンキャブといった従来の取り組みに加え、いきいきサロンやシニア支え合いポイント制度など新たな施策の展開によって、支え合いのまちづくりを推進している。

重点施策の二点目としては、子どもと家族、家族と地域というこれまでの絆を補う、地域・団体・事業者・行政などの多様な主体の連携による子育てネットワークづくりを推進し、子どもと家庭の孤立を防ぐとされている。

子育て家庭と地域をつなぎ、親子の居場所づくりとして実施されているコミセン親子ひろばは、平成 27(2015)年度から collabono コミセン親子ひろば(共助による子育てひろば事業)も開始し、市直営から市民・民間セクターへの事業主体の変更が進んでいる。平成 28(2016)年度末時点で、第四次子どもプランでの目標値を超える7コミセンで実

施されており、更なる拡充が期待される。併せて、平成 28(2016)年2月に構築された武蔵野市子育てひろばネットワークにより、子育て支援施設や団体同士の連携強化が図られ、地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実を推進している。

東日本大震災からもうすぐ8年が経過し、この間、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震、各地の豪雨被害なども発生している。これらの経験を教訓にして、武蔵野市においても、自助、共助、公助の視点での災害に強いまちづくりが求められている。

防災については、地域住民による自主防災組織や避難所運営組織の設立を支援し、平成 24(2012)年4月に4団体だった避難所運営組織は、平成 28(2016)年度には市内全域の 13 団体となり、共助による地域の防災力の向上を図っている。また、女性消防団員の採用を推進し、火災予防や啓発活動を中心とした地域の新たな担い手として平成 24(2012)年に3名が入団し、女性の持つソフトな面を活かした活動を始めた(平成 30(2018)年11月現在9名)。

さらに、本市におけるコミュニティのあり方については、平成 25(2013)年9月に設置した武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会等において検討を重ね、地域フォーラムやコミュニティ未来塾むさしのの実施に繋がっている。地域フォーラムは、福祉、子育て、教育や防犯・防災などの地域課題の共有や協議ができる場であり、市はこの開催を支援している。引き続き、これらの取り組みを通じてコミュニティを活性化し、支え合いをつむぐまちづくりを推進していくことが必要である。

### ◆まちづくりの目標（3）平和で美しいまちづくり

武蔵野市は良好な住宅地とにぎわいのある商業地、緑豊かな景観、良質な生活文化と芸術文化の蓄積がまちの個性や魅力を形作ってきた。今後も、安らかな毎日を送れる平和な社会を保ちながら本市ならではの市民文化を発展させていくことが求められている。

都市リニューアルや災害に強いまちづくりを進めるとともに、都市文化の表出である美しい街並みの形成などを図っていくことで、平和で美しさを誇れるまちづくりを推進する。

#### 【実績と評価】

男女が互いに尊重し合い、自分らしい生き方ができるように、平成 29(2017)年4月に「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を施行した。今後はあらゆる人が多様性を超えて理解し合う社会をさらに推進していく。

市では、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に伝えていくため、平和に関する様々な啓発事業を行ってきた。引き続き平和都市として、平和の大切さを発信し続けていく。

本市においては、市民の自発的なコミュニティ活動により様々な場面で市民やコミュニティ活動の力が発揮され、市民文化が発展を遂げてきた。図書館機能、生涯学習支援機能、市民活動支援機能、青少年活動支援機能の4機能をもった武蔵野プレイスにおいて、市民活動が横断的につながり、活性化する取り組みを行い、平成 26(2014)年12月に市の歴史、文化を守り・伝え・育む拠点として、博物館機能と公文書館機能の他、市民スペースを備えた武蔵野ふるさと歴史館を開館した。さらにまちの魅力を高めていくために、平成 30(2018)年度に、市における文化振興の方向性を示す、「文化振興基本方針」を策定した。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、スポーツを通じた感動体験のみならず、交流や生きがいの創出にも取り組み、公認の文化プログラムとして武蔵野アールブリュット等を実施した。また、ホスタ

ウンに登録されたことを契機に、ルーマニアと様々な文化交流を進めた。大会終了後も長期に渡って発展的な効果をもたらす取り組みを市民とともに展開していく必要がある。

交流をはぐくみ、歴史や文化の違いを学び、理解し合うこと、お互いの人権を尊重し合うことが平和への道であるとして、友好都市との友好を深めてきた。単なる市民交流にとどまらず、大規模災害時における都市相互の連携体制の構築・強化をおこなってきた。

首都圏でも起こりうる直下型大地震を前提とした耐震・減災のまちづくりを進める上で、啓発事業や助成等による耐震化に向けた支援に取り組んできた。強固な建物とするのみならず、景観ガイドラインやまちづくり条例を活用した、美しい街並み景観の創出を進め、平成 28(2016)年度に「景観整備路線事業計画(第2次)」を策定し、電線類地中化を計画的に進め、防災機能の向上を図るとともに、歩いて楽しいみちづくりの実現に向け推進した。同年度に実施した「文化に関する市民アンケート」においては、武蔵野市のまちのイメージとして「身近に自然が感じられるまち」が最も多く、「美しい景観・街並みのあるまち」が3番目に挙げられており、市民にも評価していただいている。

今後も継続し、各種取り組みを充実・発展させていくことが求められている。

#### ◆まちづくりの目標（４）環境と共生するまちづくり

武蔵野市の特色であるまちの緑を一層充実するとともに、省エネルギーや新エネルギーの活用による地球環境に配慮したライフスタイルを促進することにより、やすらぎとおいが感じられる社会を目指していくことが求められている。

きれいな水、身近な緑、多様な生物など、健康で安心して生活できる環境を次の世代に引き継ぐために、環境と共生するまちづくりを推進する。

##### 【実績と評価】

平成 23(2011)年の東日本大震災は、国・自治体のあり方や、エネルギー消費型のライフスタイル、持続可能な社会の構築の必要性などについて、改めて考える契機となったと言える。

震災に前後して、新クリーンセンターの建設事業が、市民参加による議論の積み重ねのもとで進められた。周辺住民の方々の理解により旧クリーンセンターの建替えが進み、平成 29(2017)年4月に新施設が稼働を開始した。新しいクリーンセンターは、震災時の教訓を踏まえ、最先端のごみ焼却機能のみならず、災害対応の機能が大きく強化された。ごみ発電やガスコージェネレーション発電などの設備を備え、平常時だけでなく災害等による停電時であっても、対策本部となる市役所本庁舎をはじめ、周辺施設へ電力を供給できるエネルギー拠点としての機能を備えており、エネルギーの地産地消のモデル施設として全国から注目されている。今後もクリーンセンターが持つ機能を十分に発揮し、ごみ発電による夜間電力についても最大限活用していくなど、エネルギー消費の効率化と市民の意識啓発を推進していくことが必要である。

平成 24(2012)年 10 月に市の組織改正により新たに「環境部」が設置され、エネルギー、ごみ、緑、下水などの環境に関する課題に対して総合的に対応できる体制が整えられた。そして、市民一人ひとりの環境配慮型のライフスタイルを促進していくため、平成 27(2015)年 12 月策定の「第四期環境基本計画」では、「スマートシティ」の実現を目標に掲げ、様々な取り組みを推進している。個人住宅の省エネ設備の費用助成など

経済的な施策のほか、環境フェスタや各種講座、ワークショップなど、市と市民の協働による啓発活動も積極的に行っている。今後は、環境啓発の拠点として平成 32(2020)年度に「エコプラザ(仮称)」の開設を計画しており、様々な主体の連携を促し、より総合的かつ体系的に事業を実施していく必要がある。

本市の特徴である「緑」の施策は、第一期基本構想・長期計画以来、緑のネットワーク構想に基づき実施してきた。平成 30(2018)年度の市民意識調査でも、市の施策への満足度は、「緑化・水辺空間」の項目が 64.7%で全体の3位であり、前回(67.1%で全体2位)に続き市民からの評価は高いと言える。しかし、本市の緑被率の約6割を占める民有地の緑は、開発や維持管理の負担などにより減少傾向にある。市では接道部緑化の助成制度や、樹林・大木・生垣などを保全する制度など、緑の保全・創出の取り組みを継続していく必要がある。これらの取り組みには市民の力も必要であり、緑化推進や公園維持管理を行うボランティア団体の活動支援が今後も重要となる。平成 27(2015)年度からは「緑の保全サポート制度」が開始され、市民ボランティアの育成を進めている。

我々の生活の基礎である「水」は、地球規模の水の循環によってもたらされている。市では雨水浸透ますの設置、「水の学校」による啓発など、市民・事業者等の連携による水環境の保全、水資源の有効活用に関わる施策を積極的に推進しており、今後も継続が必要である。

## 2 第五期長期計画・調整計画の実績と評価

### I 健康・福祉

#### 基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ

武蔵野市第五期長期計画の重点施策として推進してきた「地域リハビリテーション」の具体的な仕組みとして、本市では「地域包括ケアシステム」を市民が理解しやすいよう“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”と言い換え、様々な施策を実施してきた。誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるまちづくりの実現に向けて取り組みを進めている。

市民が主体の地域福祉活動であるテンミليونハウス事業は、平成 29(2017)年2月に8か所目となる「ふらっと・きたまち」を吉祥寺北町5丁

目に開設した。各施設の延利用者数も増えており、支え合いの場として重要な役割を果たしている。

障害がある人もない人も互いに理解し合い、障害に対する偏見や差別などをなくすため、「心のバリアフリー事業」を実施した。武蔵野市民社会福祉協議会や地域自立支援協議会などと連携、協働を図り、同事業に関する広報や講演会などを通して、障害のある人と地域の人々の交流を促進している。

#### 基本施策2 誰もが地域で安心して暮らしてつづけられる仕組みづくりの推進

地域社会において、いつまでもいきいきと健康に日常生活を送ることができるよう、介護予防と重度化防止の取り組みを、市民を含めたすべての関係者が同じ目標のもと一体となって進めてきた。平成 27(2015)年度には、「健康福祉総合計画・地域リハビリテーション推進会議」、「地域包括ケア推進協議会」及び「在宅医療・介護連携推進協議会」を再編・設置し、課題解決に向けた仕組みの構築及びネットワーク強化の体制が整った。また、地区別ケース検討会や地域ケア会議を開催し、多職種連携による重層的な利用者支援を実施している。これらの事業の推進により、市民の在宅生活の継続を支える取り組みについて進展を図った。

障害者の地域生活支援については、基幹相談支援センターを中核に地域活動支援センターや指定特定相談支援事業所等との相談機能のネットワークの強化を図るとともに、地域自立支援協議会(相談支援部会)、市、相談支援専門員連絡会の連携・協力により「武蔵野市相談支援専門員ガイドライン」を作成するなど、ケアマネジメントの標準化にも取り組んだ。また、近年相談件数が急増している大人の発達障害の方

への支援については、平成 29(2017)年度から開始した大人の発達障害者向けの相談支援事業を再編し、「地域活動支援センター コット」を開設した。この他、高次脳機能障害者関係機関連絡会を開催するなど、関係機関の連携・協力を通じて高次脳機能障害の方への支援を強化した。

差別に関する相談及び障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、平成 28(2016)年度に「障害者差別解消支援地域協議会」を設置した。既存の「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」に併設したことで、虐待と密接な関係にある差別の問題に一体的に取り組むことができた。

平成27(2015)年度に開始された在宅医療・介護連携推進事業において、国が定めた8事業すべてに取り組み、連携を強化した。本事業を契機に、武蔵野市医師会に「在宅医療介護連携支援室」を設置し、医療と介護連携に関する相談支援を行っている。

また、市内における各医療機能の整備・確保は非常に重要であることから、「武蔵野市地域医療構想(ビジョン)2017」を策定し、横断的課題と

取り組むべき事項を整理した。一方で、吉祥寺地区での病床減少に伴う病院機能の維持・充実は大きな課題となっている。

生活困窮者自立支援事業は、任意事業である就労準備支援事業、子どもの学習支援事業を加えた4事業により開始した。生活福祉課において、生活保護を含めた生活困窮者全般の総合相談窓口を設置した。

### **基本施策3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進**

市民の健康的な暮らしの実現につながるよう、予防を重視した健康施策を推進した。土曜日検診(年6回)を導入したほか、乳がん検診においては1か所だった実施医療機関を4か所に拡大し、がん検診受診率向上を図っている。食に関する取り組みについては、平成28(2016)年度に学校や保育所等のレシピを「クックパッド 武蔵野市の公式キッチン」で発信するなど、家庭・学校・地域が一体となる取り組みを行うことで、食を通じた生活の質の向上につながっている。また、摂食嚥下支援事業も開始した。

心身の衰えや社会参加の機会の減少等によってフレイル(虚弱)になることを防ぐために、様々な介護予防事業に取り組んだ。介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)については、他市に先駆けて平成27(2015)年10月から実施した。平成28(2016)年度から介護予防に資する活動を行う住民の団体に対して補助を行う「いきいきサロン事業」を実施し、短期間のあいだに開設箇所を広げ、平成30(2018)年4月

各在宅介護・地域包括支援センターに認知症コーディネーター(認知症地域支援推進員)を配置しているが、平成28(2016)年度から各センターに「認知症初期集中支援チーム」を設置した。また、「みんなで知ろう認知症(認知症ケアパス)」を発行することで、認知症の理解を深めるとともに相談先等についての周知が進んだ。

時点で20か所のサロンが活動している。これは、高齢者の多様なニーズと社会参加への意欲に応えるため、高齢者自身が地域活動の担い手となり、介護予防や健康寿命の延伸を図る機会や場を提供し支援する取り組みとして効果を上げている。

こころの健康づくりでは、メンタルヘルスに関する市民の意識の向上と知識の普及に努めるとともに、相談窓口や関係機関の連携強化を実施した。自殺対策基本法の一部改正に伴い、自殺対策計画(仮称)の策定作業に着手した。

予防接種事業は感染の恐れのある疾病の発生及びまん延防止のため、法に基づき実施している。平成28(2016)年度には新たに法制化されたB型肝炎予防接種を開始した。平成29(2017)年から子育て応援サイトにおいて予防接種スケジュールを取り入れ、市民が予防接種の予定を立てやすいよう、きめ細かく事業に取り組んだ。

### **基本施策4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり**

市民が生きがいを持ち、健康で充実した日々を送ることができるよう、地域におけるさまざまな活動の場を提供する施策に取り組んだ。

平成28(2016)年10月から高齢者福祉施設や地域福祉活動推進協議会(地域社協または福祉の会)で行う一定要件を満たした活動への参加に対してポイントを付与し、貯まったポイントを寄付やギフト券等に還元する「シニア支え合い

ポイント制度」を試行実施した。その後、対象となる施設や活動を拡大し、平成30(2018)年10月時点で19施設・団体が協力し、296名がシニア支え合いサポーターとして登録し活動している。高齢者の自発的・主体的な活動を促し、介護予防や健康寿命の延伸に寄与する活躍の場と人材の裾野を広げたことはできた。

引きこもりサポート事業は、平成30(2018)年4



月に事業所を市内に移転し、若者サポート事業と連携を図りながら、相談支援事業や市民への啓発活動などに加え、若者の居場所づくり事業の充実に取り組んだ。平成 29(2017)年度には「武蔵野アール・ブリュット 2017」を開催し、誰もが文化・芸術活動に参加しやすい環境の整備を進めた。

就労支援に関しては、障害のある方については「障害者就労支援センターあいる」を中核に地域自立支援協議会や就労支援事業所などとネットワークを構築し、一人ひとりの特性や個別性を踏まえた支援に取り組んだ。高齢者に対しては、(公社)シルバー人材センターが平成 28(2016)年度から一般労働者派遣事業(シルバー派遣事業)に新たに参入し、高齢者施設の調理補助や保育園の保育補助などに会員が就業するなど、就業機会の拡大につなげた。

福祉人材確保・育成のための施策として、平

成 27(2015)年度から「ケアリンピック武蔵野」を毎年開催している。介護や看護の従事者が夢と誇りを持って働き続けられるよう永年従事者表彰や先進的な事例発表による事業所間の情報共有を実施するとともに、介護・看護の専門職だけでなく、地域住民参加による文字どおりの「まちぐるみの支え合い」の推進を図る機会として、全国から注目される事業となった。

多様な主体による生活支援の提供体制の充実を図るため、平成 28(2016)年度より、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの機能強化を段階的に進め、基幹型地域包括支援センターに全市レベル(第1層)の生活支援コーディネーターを、6か所すべての在宅介護・地域包括支援センターに圏域レベル(第2層)の生活支援コーディネーターを配置した。いきいきサロンの立上げの支援をはじめ、地域の社会資源のサポートに力を発揮している。

## **基本施策 5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備**

福祉サービスを提供する基盤の整備は、計画に基づき着実に進んでいる。

高齢者施設においては、平成 29(2017)年度に特別養護老人ホーム「とらいふ武蔵野」(70床、ユニット型)を開設した。ショートステイ、デイサービスに加えて、地域型の事業所内保育所を併設するとともに、災害時には福祉避難所となる地域交流スペースを設けるなど、地域包括ケア推進に向けた複合サービス拠点となっている。また、名誉市民である故山崎倫子氏から遺贈された住居については、北町高齢者センターのデイサービス拡充と子育てひろば「みずきっこ」の新設を行い、新たな高齢者支援及び子育て支援の拠点として整備した。旧くぬぎ園跡地では、新たな基盤整備の手法として東京都の福祉インフラ整備事業を活用し、介護老人保健施設と障害者グループホームを隣接して設置し、地域共生社会に資する施設の開設に向けた準備を進めている。

また、重度の障害があっても住み慣れた地域での生活を継続するため、市内初の障害者支援(入所)施設「わくらす武蔵野」の整備を開始した。障害者福祉センターについては、平成 29(2017)年度から指定管理者制度を導入し、一層のサービスの向上を図る仕組みを整えた。

心身障害者福祉手当や難病者福祉手当については、現在、障害福祉サービスが現物給付として一定充実している状況を鑑み、平成 31(2019)年8月より、所得制限を設けたうえで見直しを行うこととした。

(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵野市民社会福祉協議会との統合については、統合により福祉公社への遺贈による多額の寄付が受けられなくなることが判明したため、当面見合わせることにしたが、将来的な統合に向けた準備を継続するとともに、両団体の連携については引き続き取り組みを進めている。

## Ⅱ 子ども・教育

### 基本施策 1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援

子どもが健やかに育ち、力強く成長できるよう子育て家庭に対して総合的な支援を行う必要がある。

家庭の教育力や子育て力の向上を図るため、「家庭教育支援講演会」及び「親支援講座」を実施した。

心身に何らかの障害のある子どもや家庭に対する支援が、ライフステージの節目で途切れることのないよう、庁内関係各課の連携による望ましい支援体制について検討を重ねている。また、ひとり親家庭等住宅費助成事業などの市が独自に行っている助成は、子育て家庭の経済的課題及び利用状況並びに他自治体の動向を鑑み、当面の間、継続実施することとした。

子育て支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)等関係機関の連携を強化するとともに相談員の専門性・対応力の向上を図り、子育て不安や児童虐待のおそれ等により支援が必要な家庭の早期発見・早期支援を行った。また、配偶者等からの暴力の未然防止・早期発見のため、啓発事業を実施するとともに女性総合相談窓口等の利用しやすい相談窓口を整備した。

子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがなくなるよう、就学援助や無料の学習支援事業を実施するとともに、庁内関係各課が横断的に行う取り組みとして、生活困窮家庭の子どもへの支援のあり方の検討を重ねている。ひとり親家庭に対して、総合相談会や平成 30(2018)年から訪問型学習・生活支援事業を実施するなど相談支援体制の充実を図った。

未就学児童の増加や多様化する保護者の就労形態に対応するため、認可保育所や認証保育所等を新設し、平成 28(2016)年度からの2年間で 670 名の定員枠を確保したことにより、平成 30(2018)年4月現在で待機児童を 53 名まで減らすことができた。

各施設の保育の質の向上の取り組みとして、保育アドバイザー等による巡回支援の強化や各種研修を実施した。また、リスク調査の実施とフィードバックにより、リスク管理能力の強化を図った。認可外保育施設に入所する児童の保護者に対しては、認可保育所の保育料との差額助成、多子世帯への減免対象の拡大により、支援を充実させた。

### 基本施策 2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

多様な主体による子ども・子育て支援を地域全体で推進するために、子育てひろばを運営・実施している施設や団体、関係者等によるネットワークを構築し、連携を図った。

また、子育て家庭が必要な情報にわかりやすくアクセスし、様々な子育て支援情報を入手できるよう「子育て支援」に関する市のホームページを改善するとともに、新たに子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」を開設した。

地域社会全体で子育て家庭を支える機運を醸成するために、地域の企業や店舗、施

設・団体等の協働による「まちぐるみ子育て応援事業」を補助事業として実施した。また、「武蔵野市ファミリー・サポート・センター」を開設し、来所型では対応できない家庭への支援の充実を図った。NPO や地域団体等の多様な主体が運営する「共助による子育てひろば事業」を展開するとともに、子育て中の当事者ボランティアを育成し、支援者の交流や研修会等の機会を設けることで、より地域の実情に応じた共助の仕組みづくりを促進した。

### **基本施策3 青少年の成長・自立への支援**

学童期の子どもたちが安心して放課後を過ごすことができるよう、地域子ども館あそべえと学童クラブの再編をしたうえで(公財)武蔵野市子ども協会へ事業委託をし、両事業の一体的な運用を推進した。学童クラブについては、入会児童の増加に対応するため、9クラブでクラブ室の整備を進め、受け入れ定員を242名増やした。また、より支援の必要な障害児については、平成30(2018)年4月より対象学年を拡大し、平成31(2019)年度からは6年生まで受け入れることとした。

若者サポート事業では、より利用しやすい

拠点を市内に設置して相談及び居場所の機能を充実し、また、プレーパーク事業では利用する子どもを対象とする支援を開始し、子ども・若者育成支援を拡充した。むさしのジャンボリー事業、家族ふれあい自然体験事業等を引き続き実施するとともに、西部地域の常設に加え中央地域で定期開催のプレーパーク事業を開始し、自然体験事業を拡充した。中学生・高校生リーダー制度事業を実施し、青少年問題協議会地区委員会と連携して地域活動の担い手の育成を進めた。

### **基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備**

中高生の意見を市政に反映する取り組みとして、中高生世代広場による連続性のあるワークショップを実施した。

私立幼稚園等助成事業では、入園料補助金等の充実により保護者の負担軽減を図るとともに、幼稚園の預かり保育について、年間概ね250日実施する園に対して補助を行い、長期休暇中の利用を含めた預かり保

育の充実を図った。

今後の児童館の在り方について検討するため、市民意見交換会や来館者等へのアンケート調査を実施した。その結果、利用ニーズが低いと判明した小規模保育事業及び一時預かり事業で使用していた部分を児童館事業の用に復帰し、乳幼児親子や小学生を対象とする事業等に活用している。

### **基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育**

学力の伸長を支える体制として、学習指導補助員、ICTサポーターなど授業を補助する人員を増強したほか、放課後の学習支援教室により学習習慣の確立や学力補充を行った。また、市講師や外国語指導助手などの専門性を有する人材による指導内容の充実を図った。学習環境の基盤として校内無線LANの整備、電子黒板、タブレットPCなどのICT機器を全校に設置した。また、市民性を高めるための特設教科「武蔵野市民科」のモデルカリキュラムを作成し、全校実施に向けた取り組みを進めた。

小学校に体育指導補助員を配置し授業支援を行ったほか、全小中学校においてオリンピック・パラリンピック教育を実施し、スポーツへの親しみ及び体力の向上を図った。

学校教育における食育の基盤となる給食調理施設については、共同調理場の老朽化及び今後の必要食数の増加に対応するため、新学校給食桜堤調理場(仮称)基本計画を策定し、施設の更新に着手した。

特別支援教育・教育相談では、全小学校に特別支援教室、個別支援教室を設置したほか、第三小学校に特別支援学級(知的障害)を開設し、地域の中で子どもの成長を支える環境づくりを進めた。また、各小学校に特別支援教室専門員を配置するとともに、教育相談員やスクールソーシャルワーカーを増員し、相談支援体制を強化した。

学校と地域の協働を進めるため全学校に1名ずつ配置した地域コーディネーターについては、学校の活動を支援する地域人材の

発掘等について一定の成果を挙げている。

教育推進室は学校の教育活動及び教員の支援において機能を充実させることができた。一方、教育支援センターについては新たな課題として発生した子育て包括支援センターとの連携のあり方及び大野田小学校の児童増対策としての外部移転について、引き続き検討する必要がある。

義務教育9年間を見通した教育について、小中連携教育研究協力校を指定し、小中連携教育を充実させるための実践研究を行ったほか、施設一体型の小中一貫教育の実施については、従来の学校環境のもとで引き続き学校教育として求められる目的・目標を達成するための取り組みを進める旨の結論を得た。

### Ⅲ 文化・市民生活

#### 基本施策1 地域社会と市民活動の活性化

武蔵野市では、昭和46(1971)年のコミュニティ構想に基づき、全国に先駆けて市民主導のコミュニティづくりが行われてきた。地域で共有・解決すべき課題を自由に話し合う地域フォーラムを各地域で計26回実施した。平成28(2016)年には、コミュニティづくりを進めるためのスキルを身につける「学び」の場を提供する「コミュニティ未来塾むさしの」を開設し、計3期で延べ341名が参加した。これにより、市民自身が地域の課題を的確に捉え、協議の場を運営していくことが可能となり、さらなる市民活動の活性化を図るものである。

また、各コミュニティセンターは、バリアフリー化が課題となっており、誰もが使いやすい施設とするため、平成28(2016)年度から順次、2階建てでエレベーターが設置されてい

ない建物について設置を行った(平成28(2016)年:緑町・関前、平成30(2018)年:御殿山)。今後設置されていない2か所(桜堤・けやき)についても設置していく。

そのほか、市民活動を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市にふさわしい市民活動促進・支援のあり方の方向性を示すために「武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画」を平成28(2016)年に策定した。

コミュニティを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、地域の課題解決における地域コミュニティ活動への期待は大きい。地域コミュニティ活動がより活性化するため、多様な主体が連携し、発展していけるよう、社会環境の変化も踏まえた行政の支援のあり方を検討する必要がある。

#### 基本施策2 互いに尊重し認め合う平和な社会の構築

誰もが安心して暮らしていくために、高齢者や身体障害者、認知症高齢者等の判断能力が十分でない方でも、地域で安心して自立した生活を送れるよう、平成27(2015)年度から三鷹、小金井、小平、東村山、東久留米、西東京市と合同で「7市社協・福祉公社(推進機関)合同後見人候補者養成講習事業」を開始し、平成28(2016)年度から成年後見人等報酬支払費用助成を実施した。障害者の権利擁護や成年後見制度の利用促

進を図るため、武蔵野市福祉公社やNPO法人などと情報の共有・連携を図りながら、普及啓発に取り組んだ。親亡きあとも、障害者が地域で安心して暮らし続けられ、一人ひとりが尊重される社会を構築していくため、引き続き後見制度の普及啓発に努めていくとともに、後見業務を遂行できる人材の育成支援にも今後は取り組んでいく必要がある。また、平成28(2016)年10月に旧むさしのヒューマン・ネットワークセンターを市民会館1階

に移転し、相談機能と調査研究機能を拡充した。平成 29(2017)年4月に武蔵野市男女平等の推進に関する条例の施行に伴い、武蔵野市立男女平等推進センターへ改称した。また、同条例に基づき、武蔵野市男女平等推進審議会を設置し男女平等施策の推進状況の評価を行うことにより、課題を明らかにしながら事業の推進を行ってきた。加えて平成 29(2017)年度より、センターの運営と実施事業に市民の幅広い意見を取り入れるため、武蔵野市立男女平等推進センター企画運営委員会を設置した。

### **基本施策3 市民文化の醸成**

文化施設の整備にあたって検討すべき内容や考え方が、「公共施設等総合管理計画」において示された。これも踏まえつつ、平成 29(2017)年度には、「文化振興基本方針」の策定に取り掛かり、文化振興の目的・方向性のほか、これからの文化施設が担うべき文化的要素についても検討した。さらに今後、事業の振り返り等も含めて行い、各駅勢圏に必要な機能を明らかにした上で、施設のあり方や利活用について検討していく。武蔵野市民文化会館については、引き続き市民文化創造の拠点として活用できるよう、平成 28(2016)年度に大規模の改修工事を実施した。

さらなる市民文化の発展を目指すため、(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合に向けた準備を進める中で、関係課での協議を行い、課題の抽出を行うとともに、両法人の事業連携

次世代へ平和を継承していくため、平和の日イベント、パネル展、各種講演会の他、平成 29(2017)年に武蔵野の空襲などに関係する場所に設置している平和案内板を新たに1ヶ所設置し、計 10ヶ所となった。そのほか、市制施行 70 周年記念事業として、長崎への青少年平和交流派遣事業を行った。引き続き平和の大切さを発信していく上で、これからの担う若年層世代にも興味をもたれる内容を研究し、事業等への参加促進を図っていく必要がある。

に取り組み始めた。

文化の祭典でもある東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、ホストタウン事業の一環としてルーマニア・ブラショフ・フィルハーモニー交響楽団の招聘を行い、公認プログラムとして武蔵野アール・ブリュットや国際オルガンコンクールを実施したほか、各団体の応援プログラム使用などの支援を行い、市民の大会に向けた機運の醸成を図ることができた。

これらも含めたまちの魅力を発信するため、様々な媒体により広報活動を展開しており、平成 29(2017)年は、市制施行 70 周年記念として、市勢要覧や、民間と手を組んだタウン情報誌の発行を行ったほか、武蔵野市観光機構では外国語版観光マップの作成や、ホームページの多言語化等を行い地域の活性化を図った。

### **基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援**

市民が自らの意思に基づいて、多様に学び、参加できる生涯学習の機会を、多くの関係機関と協働して提供した。武蔵野地域自由大学は、幅広い年代の市民の旺盛な学びの意欲に応えている。武蔵野プレイスは、図書館機能を中心とした、生涯学習支援機能、

市民活動支援機能、青少年活動支援機能の4機能を融合させた複合館として年間 195 万人の来館者があり、地域のまちづくりの核としての役割を果たしている。

土曜学校を中心とした課外事業も充実し、サイエンスフェスタは毎年来場者が増加して

おり、平成 29(2017)年度は 2,000 人の来場があった。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、スポーツイベントの実施、小中学校体験授業支援、ジャパンパラボッチャ競技大会や日本シッティングバレーボール選手権大会等の国内最高峰のバラスポーツ大会の誘致、運動習慣の定着化促進のための調査等を行い、「観る」「体験する」「感動する」スポーツの充実を通して、ユニバーサルスポーツの普及・啓発及び理解促進、子どもたちの体力向上、市民の健康や運動への意欲を高める取り組みが進んだ。

陸上競技場スタンド下改修工事や総合体育館アリーナ特定天井等改修工事を実施したことにより、バリアフリー化及び利便性の向上、観るスポーツの推進、利用者の安全・安心が確保された。

平成 30(2018)年度に吉祥寺図書館のリニューアルに合わせて、指定管理者制度を導入した。これにより地域や施設に応じた特徴を生かした、より魅力的な図書館運営が可能となり、来館者数が大幅に増加した。図書館

では平成 29(2017)年度に 50 周年を迎えた「読書の動機づけ指導」等の事業を継続して行うとともに、「子ども図書館文芸賞」をリニューアルし、子どもたちがより図書館や読書に興味をもって取り組めるような工夫を行った。また、配慮の必要な子どもたちへの出張おはなし会や貸出も継続して行い、多くの子どもに読書の機会を積極的に提供した。平成 27(2015)年度に武蔵野芸能劇場、平成 30(2018)年度に吉祥寺東急REIホテルに図書返却用ポストを設置して図書館利用者の利便性向上を図ったほか、介護付き高齢者住宅への図書の団体貸出の拡充を図った。また、デイジー図書などの新しい媒体の導入も積極的に行い、視覚障害者だけでなく、学習障害などの読書に困難を感じる利用者への対応も開始している。

平成 26(2014)年 12 月に開館した武蔵野ふるさと歴史館は、文化財保護普及事業に取り組むとともに、歴史公文書等の選別、保存及び公開を行い、社会科見学等の学校連携事業を通じて、地域の歴史を未来へとつなげる役割を果たしている。

## **基本施策 5 地域の特性を活かした産業の振興**

産業振興計画に基づき、産業振興条例の制定や農業振興基本計画及び観光推進計画の改定を行い、本市における産業振興の基本方針となる計画等を策定した。また、創業支援事業として、市内に4カ所の創業支援施設を開設したほか、市内の6団体と連携し、窓口相談、創業塾、セミナー事業等を実施した結果、15名以上が市内で創業した。

吉祥寺地区では、吉祥寺活性化協議会とも連携し、春と秋の吉祥寺ウェルカムキャンペーンなど地域イベントに対して補助・支援等を実施、中央地区では、地区の商店会連合会を核とした商店会相互の連携を促進するための補助を実施、武蔵境地区では、商店会と地域の大学、事業者等の連携による活性化事業等を実施し、商業の活性化を図

った。また、三駅圏共通の事業として、駅前イルミネーション及び関連イベントへの補助を継続するなど、これらの取り組みにより市全体の商業活性化に寄与した。

路線商店街の活性化支援としては、市が補助を行う中央地区商店連合会、武蔵境商店会連合会のスタンプ事業が地域に定着し、固定客の維持・獲得に必要なツールとなっているほか、市独自の補助である企画提案型補助事業が商業者に浸透し、それまで独自の企画を行っていなかった商店会においても新規事業が実施されるなど、商店会の活性化につながっている。

中小規模事業者向けの融資あっせん制度については、利用件数は減少しておらず、市内の事業者にとって運転資金や設備投資資

金を確保する手段の一つとして定着している。また、創業融資についても毎年 10～15 件の利用で推移しており、事務所や店舗の開店資金として活用されている。

就労支援では、ハローワーク、東京しごとセンター等と連携し、平成 28(2016)年度からツアー型面接会を実施し、主に福祉及び保育の求職者に対して事業の充実を図った。

農業振興と農地保全については、農業振

興基本計画に基づき、認定農業者向け農業用資機材等購入費補助事業をはじめ、都市農業の理解促進を目的とした情報発信活動等を実施した。また、地産地消推進のための直売会の開催、食育事業への協力、環境保全型農業資器材の利用への補助、市民農園の運営、農産物品評会などを行い、都市農業の多面的機能の発揮を図った。

## **基本施策 6 都市・国際交流の推進**

本市は海外 6 都市、国内 9 都市との間で、友好交流関係を結んでいる。ルーマニアブラショフ市とは、市が設置する日本武蔵野センターより研修生の招聘を行い、平成 30(2018)年度にはホストタウン事業として、市民団の派遣を行った。その他の都市とは青少年の相互交流を実施していたが、平成 29(2017)年度をもって中国北京市とは交流を休止した。今後海外交流事業を継続していく上で、日本・武蔵野センターの設置を継続するか検討していく必要がある。

国内交流事業については、南砺市、遠野市、大崎上島町、酒田市への市民団の派遣などを実施の他、セカンドスクール、むさしのジャンボリー、桜まつり・青空市での物産販売等で協力、友好関係を続けている。

大規模災害発生時の膨大な業務に対応するため、「安曇野市サミット宣言」に基づき、武蔵野市交流市町村協議会等との相互協力体制の構築・強化を行うなど、市民交流だけでなく行政連携も進めた。

アンテナショップ麦わら帽子は、開設後 16 年が経過し、客層の固定化及び売上が低迷していたため、新規顧客の獲得、収支の改善を目指し、平成 30(2018)年度に店舗改装を行った。今後も友好都市相互の交流拠点としていくため、各友好都市と協力しながら景気の影響やコスト上昇などにも対応できる安定的な経営に向けた方策を検討していく必要がある。

在住外国人の日常生活支援については(公財)武蔵野市国際交流協会が地域における国際交流及び国際協力の推進、在住外国人の支援に関する事業、多文化共生の地域づくりに関する事業、国際交流及び国際協力の調査研究及び広報に関する事業を実施した。

また、平成 28(2016)年度に武蔵野市・三鷹市・小金井市・西東京市からなる四市国際交流関係課連携会議を設置し、広域連携による在住外国人支援等の検討を行った。

## **基本施策 7 災害への備えの拡充**

地域防災力の向上のために、各種防災訓練、防災講話、研修等を積極的に実施した。地域への継続的な支援の結果、自主防災組織は現在 60 団体になり、市内全域に避難所運営組織が設立された。これからも自主防災組織の設立支援を実施するとともに、既存組

織の活動の支援を強化していく。「災害時地域支え合いステーション」となるコミュニティセンターの管理運営等について、コミュニティ協議会とは一定の課題整理は行ったが、引き続き検討していく必要がある。東日本大震災以降、災害時医療体制についての検討を

行い、従前の避難所救護所中心の体制から、拠点病院前に緊急医療救護所を開設する体制へと変更し、訓練等を実施した。大規模震災等を踏まえ、避難所における良好な生活環境の確保が求められており、「避難所運営の手引き」の改定に向け、情報の収集や課題の整理を行った。福祉避難所については、市内の有料老人ホーム等と協定を締結し計 18 か所に拡大した。福祉避難所開設訓練やペット対策訓練、平成 28(2016)年度から全国に先駆けて介護トリアージ訓練や聴覚障害者を対象に訓練を行った。また、災害発生時、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の円滑な避難を確保するため、避難行動要支援者名簿を作成し、市及び各避難所に設置した。災害時避難行動支援体制の周知のため、訓練の実施や啓発用の DVD を作成し、地域への貸し出しや説明等を行った。今後は、障害特性に応じた、避難所におけるより分かりやすい情報伝達手段等について検討を行っていくとともに、新たな福祉避難所の指定を進めていく。

広域的な応援協力・連携体制の強化を進めるために、友好都市間では物資拠点施設の視察等を行い、近隣自治体間では緊急連絡先・担当者等の把握を行った。相互協力体制が強化された一方、効果的な支援活動が可能となるよう、引き続き受援計画について検討する必要がある。

災害発生時の事務内容の明確化、対応方針の決定、役割分担の明確化のために、災害対策本部設置・運営、情報収集・伝達、広報に関するマニュアルを作成した。緊急物資輸送拠点の開設運営に関するマニュアルについては、引き続き検討を行い作成する。今後は作成したマニュアルに基づいた体制の検討が必要である。

## **基本施策 8 多様な危機への対応の強化**

ホワイトイーグル、市民安全パトロール隊によるパトロールを継続して実施してきたことで、

災害時の情報提供に関して、ホームページや SNS 等の活用により、緊急時の情報提供の充実を図った。市役所緊急放送室より月 1 回 FM 放送を行い、平常時から緊急時の発信手段を利用することにより、災害時にも対応できるような取り組みを進めた。さらに平成 30(2018)年度から防災行政無線のデジタル化を実施することで、多様なメディアの連携による即自的、多角的な情報提供が可能となる。

首都直下地震が 30 年以内に 70%の確率で発生すると予測される中、安全で安心なまちづくりを実現するため、耐震改修促進計画で「平成 32(2020)年度末に緊急輸送道路沿道建築物及び住宅の耐震化率を 95%」とする目標を掲げ、耐震化を促進するために、各種セミナーや平成 30(2018)年より実施している戸別訪問等の啓発活動、各助成による支援等を図ってきた。緊急輸送道路沿道建築物については、対象建物の 97%は耐震診断を実施しているが 29(2017)年度末の耐震化率は 80%にとどまっており、今後、国や都の動向を見据え、平成 32(2020)年度末で終了を予定している補助の延長を必要に応じて検討していく。住宅の耐震化については、耐震化が一層促進するよう平成 29(2017)年に助成を拡充した。平成 29(2017)年度末の住宅の耐震化率は、90%まで達成できており、引き続きこれまでの取組を継続していくとともに、合意形成が困難な集合住宅等にも対応した細やかな支援を行っていく。

災害予防及び応急対策に視点をおいた施策は推進できた一方、災害発生後の復興については取り組みが進まなかった。引き続き近隣市の策定状況の調査及び東京都が示している「区市町村震災復興標準マニュアル」等に基づき検討を行っていく必要がある。

市民認知度が向上し、事案発生時の緊急時連絡・情報共有も確立され、地域防犯力の



向上につながった。さらに武蔵野郵便局と協定を締結し、地域や企業や学生などの力を生かしたパトロールを開始したことにより、市内での刑法犯認知件数は右肩下がりとなってきた。今後も「見せるパトロール」の継続により、重大事件の発生防止と犯罪を犯しにくいまちづくりを行うとともに、体感治安向上を実感できる取り組みが必要である。

繁華街等における安全を確保するため、ブルーキャップによるつきまとい勧誘行為防止活動に加え、ミッドナイトパトロールによる深夜時間帯のパトロールを新たに開始し、吉祥寺では24時間体制でパトロールを行っている。街頭防犯カメラも逐次整備し、市内全体で289台のカメラを設置してきた。執拗な客引きは一定水準まで抑えられたが、フリースカウトの増加に対応し、商店会等と連携した活動を継続していく必要がある。

自動通話録音機の貸出や、警察と連携したキャンペーン、チラシの全戸配布などを行ってきたにも関わらず、特殊詐欺事件の被害額は高止まりしている。撲滅に向けて警察署と連携し啓発活動を継続しながら、新たな対策の研究をしていく必要がある。

弾道ミサイル等による武力攻撃事態が発生

する可能性は低くなってきているものの、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催をひかえ、大規模テロ発生の可能性は十分に考えられる。不発弾処理以外にも、都や近隣区市・関係機関等との連携、合同訓練等を実施していく必要がある。

新型インフルエンザ等への対応については、平成27(2015)年に武蔵野市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定した。同計画にもとづき迅速な対応と被害最小化のため、関係機関と連携した訓練、資機材等の配備を実施してきた。今後も関係機関と定期的に情報交換・共有の継続が必要である。

危機に直面したときに適切かつ迅速な対応がとれるように、平成31(2019)年度に国民保護計画を改訂し、関係機関と連携した訓練・備蓄等を着実に実行し、態勢を強化していく必要がある。

市民が消費生活被害にあわないように、出前講座やリーフレットの配布を行い、特に狙われやすい高齢者に対して重点的に啓発に取り組んだ。また、高齢者のみならず、新中学1年生や新成人を対象に消費者教育に関する取り組みを行った。引き続き啓発・教育・相談体制を充実させていく。

## IV 緑・環境

### 基本施策1 市民の自発的・主体的な行動を促す支援

環境への理解を深め、市民一人ひとりの環境に配慮した行動を促すため、多様な視点から環境啓発に取り組んだ。環境フェスタなどの環境イベントや環境講座、市報・HPなど様々な機会を捉え、ごみ減量及び再資源化、食品ロス削減等についての啓発、緑の歴史や経緯を振り返る漫画冊子の作成、新クリーンセンターニュースの発行など、環境情報をわかりやすく提供することに努めてきた。

一方で、既存の啓発事業の中には、目的が不明確になっている事業や、一過性の事業など、より効果的な事業への再編を行う必要が生じているものもあった。そこで、各種啓発事業

のあり方や実施方法について検討するため、部内を横断する環境啓発ワーキングチームを設置し、環境フェスタ、水の学校をはじめ、環境啓発事業情報の一元化、体系化を行い、課題を整理し、事業に反映した。

また、今後の武蔵野市の環境啓発の拠点施設として位置づけている、環境啓発施設「エコプラザ(仮称)」の開設に向け、平成29(2017)年2月、第四期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会による「エコプラザ(仮称)事業のあり方中間まとめ」を受けて、エコプラザ(仮称)検討市民会議を設置し、全市民的な視点で施設のあり方について検討を進め

た。今後は、既存事業とのすみ分けや事業再編、市民団体・企業等との役割分担といった環境啓発のあり方や、官民合わせた総合的・体系的な情報発信等について、引き続き検討を進めていく必要がある。

個別の分野では、減少する民有地の緑を市民自ら緑を守り育てる活動を促す取り組みとして、接道部の生垣を対象に市民自らの手による刈込作業ができるよう講座を実施し、緑のまち並み高め隊としての活動を試行した。今後は、自立的な活動となるよう支援策の検討や、

## **基本施策2 環境負荷低減施策の推進**

エネルギーの消費型都市である本市が、都市の低炭素化やスマートシティの構築を進めていくには、市全域のエネルギー消費量の抑制およびエネルギーの効率的な利用を推進していく必要がある。

平成 29(2017)年4月より稼働した新グリーンセンターは、ごみ処理施設としてだけでなく、エネルギー供給拠点としても位置付けている。ごみの焼却による発電や、ガスコージェネレーション発電、熱エネルギーの空調利用など、二酸化炭素排出量ゼロのクリーンな再生可能エネルギーを周辺公共施設に供給してきた。その他の公共施設においても、劣化保全整備をする際に、省エネ性能に優れた設備・機器への更新を実施するなど、省エネルギーへの取り組みを実施しており、エネルギーの地産地消を進めてきた。

家庭部門では、太陽光発電システムや燃料電池等の機器の設置に助成を行うエネルギー活用推進助成制度の実施、環境啓発による環境配慮行動の促進によりエネルギー消費のスマート化を図ってきた。また、家庭から出る廃油(植物性油)を回収し再生可能エネルギーへと転換することで地産地消につながる取り組みも実施した。

一方、市では再生可能エネルギー、未利用

実施可能な活動フィールドの確保に向けた調査・調整を行っていく必要がある。水環境の保全のためには、市民や事業者との協働により、住宅における雨水浸透施設等の設置助成制度を設け、健全な水循環への取り組みを実施してきた。市報や HP、イベントでの広報に加え、平成 28(2016)年度からは専属の市職員の戸別訪問により積極的な PR を行っており、毎年約 400 個、300 m<sup>3</sup>/h相当の浸透施設が設置され、良好な水循環に寄与している。

エネルギーの活用につき普及や検討を進めてきたが、都市型の既成市街地として、活用できるエネルギー資源は決して多くはないことを考慮して、今後の施策を検討していく。

環境と共生する地域社会を目指す上で、まちづくりの視点からも環境に配慮することが重要である。開発事業等に対しては、平成 29(2017)年度のまちづくり条例の改正に合わせ、「武蔵野市建築物環境配慮指針」を新たに作成し、環境配慮についての指導を効果的に行える仕組みづくりを行った。個人住宅に対しては、市の多岐にわたる補助制度等の情報を、住宅という観点から横断的に取りまとめたパンフレットを作成し、市民に分かりやすい情報発信を行うことで、環境に配慮した住宅設備の普及を促進させた。

また、市では平成 12(2000)年から運用してきた環境マネジメントシステム(規格:ISO14001)が、市の実情に即していない部分もあることから、独自の環境マネジメントシステムを再構築した。平成 29(2017)年4月より新システムを導入することで、資源の利用量が適正であるか、事務に伴い発生する環境負荷の低減が図られているかなど、より効率的かつ適切な管理を行うことができるようになった。

### 基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

緑の基本計画は、改定に向け第5期緑化・環境市民委員会を設置し、市民活動の視点から提言書として取りまとめた。提言を踏まえ、平成 29(2017)年度からは学識経験者や緑に関する市内の関係者等から構成される緑の基本計画検討委員会を設置し、検討を行っている。

民有地のみどりを保全・創出するため、保存樹木等の指定制度や緑化指導などにより敷地内緑化を推進している。一方で、所有者の負担の増加から既存樹木の伐採等につながっていることから、地域ぐるみで緑を守り育てることが重要となっている。また、平成 27(2015)年に都市農業振興基本法が制定され都市農地の位置づけが大きく見直されたことから、都市農地を都市にあるべき緑地ととらえその保全策を検討する必要がある。

公園・緑地は、老朽化した施設の保全・更新の必要性や利用者ニーズの変化・増加に対応するため、計画的に整備・拡充を進めてきた。武蔵境の高架下に「武蔵境ぽっぽ公園」を新たに整備し、グリーンパーク緑地を約 1,300 m<sup>2</sup> 拡充して健康遊具を設置した他、公園のリニューアルを順次実施した。学校等を含めた公共施設は、緑の拠点としての機能も備え、緑豊かな街並みを形成する要素となっているため、老木化した樹木の更新などを計画的に実施した。

### 基本施策4 循環型社会システムづくりの推進

大量生産大量消費という現代の社会構造は多大な資源消費や環境負荷を伴うものである。私たちは地球環境の有限性を意識し、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ることで、循環型社会システムの構築に努める必要がある。

市ではこの間、「新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会」を設置し、周辺住民の方々とともに、新クリーンセンターの建

設及び稼働への取り組みを進めてきた。昭和 59(1984)年に稼働を開始した旧クリーンセンターは、地域住民の理解のもと建替えを進めることができ、平成 29(2017)年の4月1日からは、安全性をさらに高めた最新鋭の焼却・排ガス処理システムを備えた、新クリーンセンターが本格稼働を開始した。

緑と水のネットワークの重要な役割を担う桜並木や街路樹の健全度調査を行い、定期的な点検・剪定と更新を行い適正な管理を進めてきた。また、平成 29(2017)年度の井の頭恩賜公園開園 100 周年イベントでは、漫画を用いた啓発冊子を配布し、子どもたちを対象に、これまでの緑と水に関わる市民活動や取り組みを伝えた。仙川は、「仙川リメイク」に基づき、自然豊かな水辺空間づくりを進めてきたが、平成 27(2015)年度以降は、未整備区間の事業化に関する検討などを行なっている。

本市の生物多様性の現状、課題、目指すまちの姿を明らかにすること等で、生物多様性の保全につなげるため、平成 29(2017)年4月に本市の生物多様性に関する施策の方向性を示した武蔵野市生物多様性基本方針を策定した。

森林の恩恵を受ける都市に位置する自治体として、多摩地域の森林を健全に育成するとともに、市民が自然とふれあい、森林資源を活用した様々な自然体験ができる場として、「二俣尾・武蔵野市民の森」での各種講座や「奥多摩・武蔵野の森」の整備事業を引き続き実施した。加えて、水源かん養及び国土保全機能を高め、併せて自然環境問題や花粉対策への貢献を目的として「武蔵野水道・時坂の森」の森林整備を引き続き実施した。

新クリーンセンターはごみ発電設備、ガスコージェネレーション設備の導入により、災害時

も含めた公共施設のエネルギー供給拠点としての機能も兼ね備え、防災面においても重要な役割を担っている。

ごみの収集については、平成 28(2016)年1月に「武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会」を設置し、資源ごみの行政収集及び集団回収・店頭回収の在り方について議論を重ねてきた。平成 29(2017)年3月の報告書において見直しの方向性がまとまり、早期の実現に向けた具体案について検討を進めている。

また、ごみ減量・資源化の推進を図るため、ごみニュースの全戸配布、3R環境講座及び

環境にやさしい買い物キャンペーン等による啓発事業を継続して実施した。平成 28(2016)年度には一人あたり家庭ごみ排出量 650g/日を達成した。

循環型社会を目指したごみ減量の取り組みは着実に実施されているが、将来的なごみ処理のあり方については、行政収集の広域化や近隣市との連携、収集運搬及び処理のトータルでの環境負荷と経済性を考慮した最適なごみ処理手法の研究など、新たなごみ処理のあり方等を含め、引き続き検討を行っていく必要がある。

## **基本施策5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応**

典型7公害、放射線について、苦情や相談対応のほか、水質、騒音、振動に関する調査をはじめ、近年の新たなリスクである放射線量や微小粒子物質(PM2.5)の測定にいついて、計画的に行ってきた。なお、生活関係公害は多種多様であり、個別具体的な内容であることから、必要に応じて職員による現場での状況確認等、個々に丁寧な対応を行ってきたが、その発生機構や対応策をHP等により啓発し、市民自らが未然防止に留意するよう促していく必要がある。

感染症媒介蚊等をはじめとする新たな環境リスクへの対応においては、都の予防計画に基づき、市として発生時対策と平常時対策が主に役割とされている。発生時対策として関係機関と協定を締結しウイルスを保有する蚊の駆除体制を確保してきた。平常時対策としては、市報、HP等での情報提供や啓発、蚊の抑制対策を行い市民生活の安全・安心確保に努めてきた。

市民の生活を取り巻く環境への対応としては、平成 26(2014)年にマナーポイントの撤去以降、喫煙マナーアップに向けて路上禁煙地区内のマナー推進員の巡回回数の増加、ポイ捨て指導の巡回地域の拡大などにより対応の強化を図ってきた。今後は、受動喫煙へと課

題が移行していく中で、変化に応じた喫煙対策を講じていく必要がある。

屋外広告物は景観を構成する大きな要素の一つであるが、派手な色や周囲に馴染まない屋外広告物が設置されているところもあり、良好な景観形成を図る上で課題となっていた。平成 29(2017)年に景観に配慮したまちづくりの進め方を示した景観ガイドラインを策定し、まちづくり条例とともに、市・市民・事業者等との協議の際に運用してきた。目指すべき景観まちづくりの方針を共有することで、景観に配慮したまちづくりをすすめることにつながっている。

空き家に関しては様々な相談があるため平成 28(2016)年度に窓口を住宅対策課へ一本化するとともに、生活環境の保全を図り、空家の適正管理を進める条例を制定した。平成 29(2017)年度には、市内の空家の現状を把握するため、机上調査及び現地調査による実態調査を行った。この調査結果を踏まえ、空き家等の予防、利活用、適正管理に関する対策を盛り込んだ「空き住宅等対策実施方針」を平成 30(2018)年度中に策定し、総合的な空家等対策を講じていくことで、良好な住環境の形成を推進していく。

## **V 都市基盤**

### **基本施策1 地域の特性に合ったまちづくりの推進**

地区単位のきめ細かなまちづくりを進めており、平成 28(2016)年度に地区まちづくり計画を1件認定した。

平成 29(2017)年4月には景観ガイドラインを策定し、景観まちづくり協定制度やまちづくりアドバイザーの派遣制度を創設するなど、まちづくり条例の一部を改正することで、より一層の開発調整の充実を図った。景観ガイドラインに基づく開発調整においては、景観専門委員からの意見を踏まえ、建築計画に対する調整を実施した(平成 29(2017)年度 20件)。平成 29(2017)年5月には景観シンポジウムを開

催し、平成 30(2018)年4月には市民向けの冊子として「景観まちづくりの手引き」を作成した。道路景観については、平成 28(2016)年 12月に景観整備路線事業計画(第2次)を策定し、電線類の地中化をはじめとした道路の景観整備に向けた検討を進めた。

都市計画マスタープランで位置付けた「特定土地利用維持ゾーン」のうち大規模企業地の保全に関する検討に着手した。また、平成 28(2016)年度には境浄水場の施設整備にあたり、大規模公共公益施設としての土地利用を維持していくため、用途地域を変更した。

### **基本施策2 都市基盤の更新**

将来にわたり健全な財政運営を維持するとともに、安全で時代のニーズに合った公共施設等を整備・提供していくため、平成 29(2017)年2月に「公共施設等総合管理計画」を策定した。この計画に基づく類型別施設整備計画として、将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供し、計画的・効率的・持続的な道路管理を推進していくため、平成 30(2018)年3月に道路総合管理計画を策定した。また、平成 29(2017)年 10月には橋りょう長寿命化計画の改

定による短期計画の見直しや定期点検を行うなど、予防保全型の維持管理を推進した。

都道と市道の管理主体の変更に関して、東京都と継続的に協議を実施した。

市及び民間確認機関の物件を問わず、新築時の違反建築物に対しては是正指導を継続的に実施した。また、既存雑居ビルに対しては防災対策強化のため、警察・保健所・消防と連携して是正指導や駅周辺合同査察を実施した。

### **基本施策3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備**

「武蔵野市バリアフリー基本構想」の前期特定事業計画の中間評価を実施するとともに、平成 28(2016)年度を開始年度とする後期特定事業計画を立案し、基本構想の更なる推進を図った。また、特定事業計画の進捗状況、学識委員による情報提供、当事者からの意見等を共有するため、各特定事業者と当事者、行政が一堂に会するバリアフリーネットワーク会議を開催した。道路については、「武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、歩車道段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、透水性舗装による歩行性の向上等により、高齢者や障害者など誰もが歩いて楽しい

みちづくりを推進した。

「第9次武蔵野市市民安全計画」が統合された「第3次武蔵野市市民交通計画」を平成 28(2016)年 10月に改定し、計画の中間年として各施策の進捗状況等を確認し、時点修正を行った。

自転車の運転マナーの向上や正しい交通ルールを周知するため、学校や警察との連携による一般講習・事故再現型の講習会などを実施した。また、出張講習会を拡大して開催することにより、大学・企業・コミュニティセンター等の参加機会を増やすなどの効果的な啓発を実施した。

平成 29(2017)年 4 月に「武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画」を策定し、計4路線、延長 1,360m の自転車走行空間の整備を行った。また、自転車駐車場の整備の推進や、既

存自転車駐車場の運用方法の見直しによる有効活用を図るとともに、市営の自転車駐車場の民営化や民間自転車駐車場の整備の支援を実施した。

#### **基本施策 4 道路ネットワークの整備**

区画道路整備については、道路用地の買収や計5路線の拡幅整備を進め、狭あい道路については、沿道建物の建築確認や道路改修に合わせて拡幅整備を行い、交通の円滑化や防災性の向上を図った。また、歩行者の安全性に配慮しながらも、自転車や自動車の安全かつ快適な交通環境の整備に向け、交通管理者や地域と連携を図りながら交通安全施設等を整備した。

都市計画道路については、7・6・1号線(御殿山通り)の三鷹橋からむらさき橋までの区間について用地買収と道路整備を実施し、平成 29(2017)年度に都市計画道路事業が完了し

た。3・4・27号線は、周辺の南北道路の整備、鉄道高架化等に伴う自動車・歩行者等の交通環境の変化や計画道路内の樹木等の状況を踏まえ、平成 29(2017)年度末で事業を休止した。3・4・2号線(天文台通り)は平成 28(2016)年度末に「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」に採択され、現況測量などとともに、地元意見交換会を2回実施した。3・4・11号線(女子大通り)は、東京都への継続した要望の結果、平成 28(2016)年度に策定された第四次事業化計画に優先整備路線として位置付けられた。

#### **基本施策 5 下水道の再整備**

下水道総合計画に基づき、予防保全型の維持管理を推進するとともに老朽化した下水道施設(女子大通り幹線)の長寿命化対策を実施し、ライフサイクルコストの低減を図り、あわせて耐震性能を確保した。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会までに、吉祥寺駅周辺の臭気を無くすことを目標とし、臭気対策が街の問題であることへの理解の促進、まちづくりに関わる団体等との連携、ビルピットの改修支援等の臭気対策を推進した。

経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目的として、平成 32(2020)年度に下水道事業を公営企業会計に移行するため、平成 27(2015)年度から庁内検討委員会を開催するなど移行準備を着実に進めてきた。使用料に

ついては、長期的財政見通しに基づき4年毎に見直しを実施しており、平成 28(2016)年度に改定を行った。また、平成 25(2013)年度からの基金の積み立てや平成 26(2014)年度からの市債の抑制等の将来的な財政負担の軽減を図り、持続的な下水道経営に努めた。

浸水対策として、公有地における雨水貯留浸透施設や透水性舗装の整備等を計画的に行った。また、水環境連続講座「水の学校」の開催により、水に関する様々なテーマについて、市民とともに知り、考える機会を設け、水循環や下水道施設の役割等の重要性について理解を促進した。これまでの受講生は 121 名、運営・企画に参加できるサポーターは 58 名となった

#### **基本施策 6 住宅施策の総合的な取り組み**

社会情勢の変化、国や東京都の住宅施策の動向、事業の進捗等を踏まえ、平成 29

(2017)年2月に第三次住宅マスタープランを改定し、計画期間後期に重点的に取り組むべ

き事項を位置づけた。

無料相談会やアドバイザー派遣、セミナー開催等の取り組みを通じ、分譲マンションの管理不全や大規模改修・建替え等の問題の解決に向けた支援を実施した。

市営・福祉型住宅の適切な管理とあり方の実現に向け、ワーデンの LSA 化(住込み型管理人から通い型管理人への転換)や、若年ファミリー向けに 10 年定期の世帯用住戸制度を創設した。

住宅に関する情報提供体制の充実を図ると

## **基本施策 7 三鷹周辺のまちづくりの推進**

吉祥寺駅周辺については、平成 31(2019)年度の「吉祥寺グランドデザイン」改定に向け、平成 28(2016)年度はエリアごとの歴史や現況の分析を行い、まちづくりの視点、テーマの整理を行った。平成 29(2017)年度は現行の吉祥寺グランドデザインの評価・検証などを行うとともに、吉祥寺の現状と課題の把握を行った。

パークロードからバスの通行をなくし、歩行者優先の安全な道路を形成するため、吉祥寺駅南口駅前広場の整備に向け、交通管理者との駅前広場整備に関する協議を開始し、平成 29(2017)年度に協議を完了した。また、継続的に用地折衝を進めた結果、平成 29(2017)年度末時点での広場区域内における市所有地の割合は 61.0%となった。

武蔵野公会堂については、文化振興基本方針策定に向けた委員会において、これからの文化施設に期待される役割を踏まえて、必要な芸術文化的要素について議論を実施した。

自転車駐車場については、平成 29(2017)年度に市営として唯一残されていた吉祥寺自転車駐車場の民営化を実施し、効率的な運営に努めた。

三鷹駅周辺については、目指すべき街の姿である「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向け、平成 29(2017)年5月に

ともに、武蔵野市開発公社や民間不動産業者等との連携を図り、住み替え支援事業や高齢者あんしん住まい確保事業等を通して、ライフステージに合わせた住宅確保の支援を行った。

空き家については、窓口の一本化を図るとともに、適正管理を進めるための条例を制定した。また、空き家等の予防、利活用、適正管理対策を盛り込んだ「空き住宅等対策実施方針」を策定した。

三鷹駅北口街づくりビジョンを策定した。

駅前広場への通過交通の抑制や土地利用の促進が期待される三鷹駅北口地区補助幹線道路については、道路拡幅整備に向けた交通管理者等との協議や土地購入などを行った。また、補助幹線道路の整備後を見据え、新たな交通体系と駅前広場拡張について検討を開始するとともに、道路や公開空地などのパブリックスペースの使い方や仕組みについて、地元関係者や利用者との検討を開始した。

平成 29(2017)年度に三鷹駅中町第3自転車駐車場と第4自転車駐車場を開設するとともに、民間自転車駐車場の整備に対する支援を実施した。

武蔵境駅周辺については、区画道路の土地購入や拡幅整備を実施し、商業地域の土地利用の促進と安全・円滑な交通環境のための都市基盤整備を推進した。

武蔵境駅北口の未利用の市有地については、平成 29(2017)年度に公民連携手法(民間事業者へ土地を貸しつけ、民間事業者が施設を建設・維持管理・運営するもの)による市有地有効活用事業を実施し、駅周辺のさらなる魅力向上を図った。また、同市有地内の施設へ市政センターを移転することにより、市民の利便性の向上を図ることができた。

## **基本施策8 安全でおいしい水の安定供給**

「配水補助管更新計画」に基づき配水管の耐震化を進め、耐震化率は46.5%となった。浄水場・水源施設については、「施設保全計画」及び「水源更新計画」に基づき、計画的に維持・更新を図った。

将来にわたり水道水の安定供給を確保するために、都営水道との一元化を目指し、東京

都と一元化の諸条件について継続して課題整理を行った。また、平成29(2017)年度には水道所有地の境界確定等を概ね完了するとともに、水道事業用地内の市所有地や施設の取扱い、固定資産等の整理を行うなどの移行準備を進めた。

## **VI 行・財政**

### **基本施策1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携と協働の推進**

平成29(2017)年度から若者世代の参加の仕組みとして「中高生世代広場」を試行開始し、また平成28(2016)年度から、地域の課題に市民自らの力で取り組んでいくために必要な力を学ぶ場として「コミュニティ未来塾むさしの」を開始した。平成30(2018)年度には第六期長期計画策定の市民ワークショップにおいて「コミュニティ未来塾むさしの」の修了生の一部が市民ファシリテーターを務めるなど、様々な分野での連携を進めている。無作為抽出型の意見聴取(ワークショップ等)は、日頃市政への関わりが少ない市民の幅広い参加を目的とした手法として定着しつつあり、各種計画の策定過程など様々な機会に導入している。

市民自治の一層の促進を目的とする自治基本条例(仮称)の制定に向けて、学識経験者や市議会議員、公募市民等で構成する懇談会を平成28(2016)年11月に設置した。条例骨子案の検討を進め、市民・議員・職員の

意見聴取を経て、平成30(2018)年10月に骨子案が市長に提出された。今後は平成31(2019)年度の条例上程を目指している。

選挙権年齢の18歳以上への引き下げに伴い、10代の新たな有権者に啓発ハガキを送付するとともに、主権者教育の充実のために市内の高校などと連携して出前講座や模擬投票などを実施した。

連携・協働の推進については、コミュニティ協議会や市民活動団体等による「地域フォーラム」の開催について支援するとともに、地域で解決すべき課題について、市も市民と共に協議してきたほか、子育て分野では多様な団体が参加する「共助による子育てひろば事業」を平成29(2017)年度には7か所のコミセンで実施するなど進展を見せている。

### **基本施策2 市民視点に立ったサービスの提供**

業務の外部委託化については、平成29(2017)年度から電話交換業務の全面委託化を開始した。窓口業務についても、平成29(2017)年度から児童手当支給等の定型的業務を委託化し、サービス提供を安定的に継続しつつ、業務体制の効率化を進めることができた。

三鷹市等の近隣市とは図書館などの公共施設の相互利用を継続するとともに、共通課

題などについて定期的に情報交換を行っている。平成28(2016)年度には、在住外国人支援のあり方について共同で検討し、平成29(2017)年度に連絡会議を発足させた。

法に基づく社会保障・税番号(マイナンバー)制度における自治体間の情報連携については、個人情報への十分な安全性を確保し、平成29(2017)年7月から試行開始し、同年11月から本格運用を開始した。今後もセキュリティを



重視しながら、子育てに関するサービスのオンライン申請の準備などサービス拡大の準備を進める予定である。

住民票などの証明書交付に関する行政サービスの利便性をさらに向上させるため、コンビニエンスストアにある多機能端末器を利用した証明書交付サービスを平成 29(2017)年5月

から開始した。

平成 29(2017)年1月から新たにペイジー(Pay-easy)による収納方法を導入し、また口座振替対象科目の拡大についても軽自動車税を平成 29(2017)年度課税分から導入され、納税者の利便性の向上が図られた。

### **基本施策3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり**

市報は、平成 26(2014)年度から全頁カラー化し、よりわかりやすい誌面になるよう工夫を続けている。また、平成 30(2018)年度からは多言語で市報を閲覧できるデジタルブックを導入した。ホームページは、平成 28(2016)年度に全面的にリニューアルし、利用者の視点による使いやすさや情報の探しやすさを向上させた。ソーシャルメディア(SNS)は、平成 24(2012)年度からツイッターを、平成 25(2013)年度からフェイスブックを開始し、閲覧件数を

年々伸ばしている。防災情報は、「武蔵野市防災情報ブログ」や「防災・安全メール」での発信を継続している。

市民ニーズの把握のため、コミュニティ協議会や大学生との共催などによるタウンミーティングを開催し、平成 29(2017)年度は計3回、約 130 人の参加者があった。平成 30(2018)年2月からは新たに「ふれあいトーク」と題する市民と市長の意見交換会を始めている。

### **基本施策4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用**

将来にわたり健全な財政を維持しながら、時代のニーズに対応して必要な公共施設・インフラ施設を維持し、更新していくため、平成 29(2017)年に「公共施設等総合管理計画」を策定した。この計画の基本方針や類型別方針に沿って、類型別の施設整備計画の策定を順次進めている。

平成 29(2017)年度、武蔵境駅北口市有地に公民連携手法(民間事業者へ土地を貸しつ

け、民間事業者が施設を建設・維持管理・運営するもの)を導入し、平成 30(2018)年2月に同市有地内の施設へ市政センターを移転することにより、市民の利便性の向上を図ることができた。さらに、平成 30(2018)年3月には公民連携に関する市の考え方や運用方法を定めた「武蔵野市公民連携(PPP)に関する基本的な考え方及び運用ガイドライン」を策定した。

### **基本施策5 社会の変化に対応していく行財政運営**

平成 28(2016)年度に策定した「第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針及び武蔵野市行財政改革アクションプラン」に沿った取り組みを推進するため、事務事業評価については平成 29(2017)年度から対象事業の選定基準を見直して実施し、平成 29(2017)年度は 42 事業の評価と 46 事業の検証を行った。

市では平成 11 年度から市独自基準による

年次財務報告書(旧名称:「武蔵野市のバランスシート」)の公表を行ってきたが、全国統一の基準による複式簿記に基づく新公会計制度を平成 28 年度決算資料から導入し、平成 29 年度に公表した。これにより、市全体の資産・負債の状況を他自治体と比較して分析することが可能となった。

入札においては、価格競争による工事の品質低下のリスクを抑えるため、新しい技術、ノウ

ハウなどの価格以外の要素も含めた評価により契約業者を決定する総合評価方式による入札を平成24(2012)～29(2017)年度に16件の工事請負契約において試行実施してきた。今後はその結果も踏まえ、総合評価方式及び最低制限価格制度について引き続き検討し、契約制度改革を推進していく。

受益と負担の適正化のため、平成29(2017)年度に使用料・手数料を全面的に見直し、文化施設等について市民、市外の違いによる使用料を設定したほか、サービス向上による料金改定、他市状況を踏まえた改定等を行った。

平成29(2017)年度にはカレンダーや冊子に広告を掲載し、発行コストの削減を行った。今後も広告掲載の拡大について検討し、導入を進める。

市税徴収率の向上のため、平成26(2014)～28(2016)年度に市税徴収体制を強化したことにより、収入未済額、不納欠損額及び滞納者数は半減し、現年課税分の徴収率は過去最高値を更新した(99.7%)。また、平成28(2016)年度には債権管理マニュアル改訂により管理方法の統一化を進め、平成29(2017)年度には自動音声電話催告導入や催告書封入事務委託化など、徴収事務の効率化を図った。平成30(2018)年10月にはふるさと納税への対応検討を開始。今後、より一層の歳入確保に向けて検討を行う。

リスク管理の強化のため、平成27(2015)年度から毎月5月を「リスクマネジメント強化月間」

とし、リスク事例の収集や研修、全職員を対象としたセルフチェック等を実施した。

平成29(2017)年には、災害発生時の体制と職員の対応力の強化のため、災害対策本部設置・運営マニュアル等を作成した。また、業務継続計画(震災対応型BCP)を策定し、大震災発生直後の危機管理や災害時固有の業務のほか、通常業務のうち災害後も継続して行うべき業務を整理するとともに、優先して再開させるべき業務の着手目標時間を設定した。

情報システムへの外部の脅威からの対応力を強化するため、平成29(2017)年に市内の情報システムとインターネット環境との分離、自治体情報セキュリティクラウドへの参加などの対応を行った。また、情報セキュリティポリシーを現状に即した形に見直しを行った。

財政援助出資団体は、より効率的・効果的なサービス提供の実現のため、統合や自立化の取り組みが必要である。福祉公社と市民社会福祉協議会の統合については、福祉公社への遺贈対応の課題のため、当面は見合わせる結論となったが、将来の統合に向けて人事交流など可能な連携を進める予定である。文化事業団と生涯学習振興事業団の統合については、まだ課題の洗い出しに着手した段階であり、今後は本格的な検討を進める必要がある。

## **基本施策6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営**

自ら考え、自律的に行動する職員を育成し、複雑な課題にチャレンジする組織であり続けるため、平成26(2014)年度より「コーチング」の手法を活用した取り組みや「よい仕事表彰」を行い、職員の意識変革を促した。あわせて、人事評価制度の変更を行い、人材育成への活用を図った。また、平成27(2015)年度より管理職を対象にマネジメント力向上研修を実施し、

チームマネジメントの強化を図っている。

平成28(2016)年度に武蔵野市第二次特定事業主行動計画(前期計画)に「女性の活躍推進に向けた取り組み」を定め、計画のもと、育児休業期間中も昇任試験を受けることを可能とする昇任制度の運用変更などを行った。

職員の心身の健康保持のため、ストレスチェックやメンタルヘルス研修、産業医等による面

談を実施した。平成 28(2016)年からはストレスチェックの結果を集団分析し、必要に応じて各職場へのアドバイスをを行っている。

効率的・効果的に働くための仕事環境整備のため、平成 27(2015)年に策定した「庁内会議スタンダード」に基づいた効果的・効率的な会議の実施を推奨している。また、平成 27(2015)年度には、一部の会議でペーパーレス会議を導入し、会議準備に要する負担軽減等により業務の効率化を図っている。全ての職員がライフステージに応じた柔軟な働き方ができるよう、中抜け休暇の運用開始、時差勤務を試行し、ワーク・ライフ・マネジメントの推進を図

った。

職員数は、持続可能な市政運営のために適切な水準に保ちつつ、市民ニーズに的確に対応するため、平成 28(2016)年に策定した第7次職員定数適正化計画に則り、職員数の調整を行った。同時に組織体制・事務分掌について、組織を横断した連携を取りやすい体制や機動的な業務執行体制の検討・整備、担当職の設置・廃止を行った。平成 29(2018)年には、武蔵境駅周辺の開発事業(都市基盤整備)が概ね終了したため、武蔵境開発事務所を閉鎖した。